

補助金等評価シートの見方

1 基本情報

補助金等名称	補助金等名称、担当部署等を記載しています。			業務事業コード
事務事業名称				
所 管	部 課 係			

2 補助金等の概要(Plan)

区分	種別	
根拠法令等	1 【区分】及び【種別】の詳細については、右記をご参照ください。	法令種別
始期	年度（経過年数 年）	終期設定（有・無）
目的	2 補助金等の交付目的や、補助対象経費等の詳細を表示しています。 別紙として要綱等を添付しています。	
制度概要（補助対象経費、補助率、上限額等）		
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体（市が事務局となっているもの） <input type="checkbox"/> 不特定団体 名称（個人は除く）	<input type="checkbox"/> 特定団体（市が事務局となっていないもの） <input checked="" type="checkbox"/> 個人
指標設定	3 設定の考え方 指標が数値でない場合の評価方法	目標値

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	件	件	
決算額（予算額）	円	円	円
財源内訳	4 特定財源（国・県等支出金） 一般財源		
指標	5 目標値（単位） 実績値（単位） 達成率		
	6 指標が非数値の場合の達成度または設定した指標以外に特筆すべき成果がある場合にその内容を表示しています。		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	左記の理 課題等	7 交付件数及び達成率から、必要性、有効性について評価し、 その評価に基づく、分析、課題等を表示しています。 詳細は、本資料の2ページ目右側をご参照ください。
	有効性		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	令和6年度以降の補助金等のあり方についての方向性を表示しています。
今後の取組方針	8 今後の事業に対する取組方針（改善点、変更点、留意点など）を表示しています。詳細は、本資料の2ページ目右側をご参照ください。

1

【区分】

ア 市単独補助金（施策推進型補助金）：

市の施策を実現するため、市自ら補助金の交付をもって積極的に関わる必要があると認める事項に対し交付するもの。

イ 市単独補助金（市民提案型協働事業補助金）：

市民協働の推進及び市民の市政参加を目的に、公募により提案された、市民団体が企画、立案、実施等を行う公共的サービス事業に対し交付するもの。

ウ 国県等連携補助金（上乗せなし）：

市の行う補助金の交付が、国、県等の補助の対象となるもの、又は国、県等の補助事業に併せて行うもの。

エ 国県等連携補助金（上乗せあり）：

市の行う補助金の交付が、国、県等の補助の対象となるもの、又は国、県等の補助事業に併せて行うもので、国、県等の基準を超えて市が上乗せて補助を行うもの。

オ 義務的補助金：

法令等により、補助金の交付が義務付けられているもの。

【種別】

（※種別については、上記区分の「ア 市単独補助金（施策推進型補助金）」及び「エ 国県等連携補助金（上乗せあり）」に限ります。）

ア 事業費補助金（建設的事業費等補助金）：

公益上必要となる施設の整備をはじめ、都市基盤整備、農業基盤整備、社会インフラ（教育、福祉、医療を含む）整備、災害復旧等に対して交付するもの。

イ 事業費補助金（イベント開催等補助金）：

公益的なイベント、または市が実施主体の一員として開催するイベントの実施に対して交付するもの。（敬老会、スポーツ大会等）

ウ 事業費補助金（奨励的補助金）：

市の施策を推進するための動機付けとして、特定の行動をした個人等に対して交付するもので、普及啓発、研究開発、教育訓練、技能習得、販路拡大、品質向上、起業支援、立地誘導、機会創出、賑わい創出、交流促進、人口増加等を目的とするもの。

エ 事業費補助金（その他事業補助金）：

上記以外のもの。

オ 団体育成運営補助金：

「公共的かつ公益的な事業を行う団体であって、他に代替すべき団体がなく、住民福祉の観点からその存続が不可欠で、組織力、運営基盤等が弱いと認められる団体」又は「福祉政策的観点から当事者による問題解決を促進する必要性があり、かつ、当事者団体を維持することに公共性が認められる団体」に対して、団体の育成、存続を目的に、当該団体の運営費に対し交付するもの。

カ サービス格差是正補助金：

平等に享受すべき行政サービスを特定の理由により受けられない場合に、市民間の格差を是正することを目的に交付するもの。

キ 利子補給金：

市民等の借入金に係る利子の補給を目的に交付するもの。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

7

【評価欄】

必要性及び有効性の評価区分は以下のとおりです。

◎:期待水準を上回った

○:期待水準どおり

△:期待水準を下回ったが改善の見込みあり

×:期待水準を大幅に下回った

-:その他

なお、評価の際の着眼点は以下のとおりです。

必要性とは：

市民ニーズ等を的確に捉えており、行政目的達成の手段として妥当性があるか。

有効性とは：

補助金額に見合う効果が認められ、達成度の推移が維持・向上しているか。

8

【今後の方向性】

ア 拡充：

一部でも拡充に伴う改善を行うもの(予算の増額や対象・規模の拡大を伴うもの、または制度上新たな要素を加えるもの)

イ 現行どおり：

現行の補助金等の内容を、このまま継続して行うもの(予算の増額や対象・規模の拡大を伴わない運用上の見直しを含む)

ウ 手法等の見直し：

手法や内容の見直しを行うもの(委託や直営等、補助金等以外の手法に切り替えるもの、または予算規模の増減を伴う事業内容の抜本的な見直し、再編や統合等、補助金等のあり方を見直すもの)

エ 縮小：

一部でも縮小に伴う改善を行うもの(予算の減額や対象・規模の縮減を伴うもの、または補助金等の内容から一部の要素を除くもの)

オ 廃止：

行政の役割が終了している等、補助金等を廃止とするもの

カ 完了：

要綱等に定める終期の到来を持って補助金等を完了とするもの

【外部評価の着眼点】

ア 補助金等の概要について、目的を達成するために、補助対象経費や補助単価等が妥当であると考えられるか

イ 補助金等の実績について、交付件数及び達成率が妥当なものであると考えられるか
※課題がある場合は、どのような対策が考えられるか

ウ 今後の方向性について、課題や今後の取組方針の記述内容と整合しているか

エ 補助金の交付が時代に即したものであり、市民ニーズを捉えた内容となっているか